



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 13/2011年11月号

発行日：2011年11月14日

ハロウィンが終わり、クリスマスの鈴の音が近づいてきました。毎年この時期は、クリスマス商戦に向けて百貨店等では賑わいを見えますが、今年はどうでしょうか？ 楽しみです！！

### I. 最新情報（2011年10月1日～2011年10月31日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし。

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2011年10 月24日	意見	IASB 公開草案 「IFRS の改善」に 対する意見につ いて	平成23年6月22日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「IFRS の改善」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成23年10月21日付けて提出いたしましたのでお知らせいたします。	—
2011年10 月24日	意見	IASB 公開草案 「IFRS 第9号の強 制発効日」に 対する意見につ いて	平成23年8月4日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「IFRS 第9号の強制発効日」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成23年10月21日付けて提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

#### 3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

特になし。

#### 4. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし。

## Ⅱ. 連絡広場

### 1. ワンポイントメッセージ

#### <不適切な会計処理への対応>

日本公認会計士協会は、平成 23 年 9 月 15 日付けで会長通牒平成 23 年第 3 号「循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について」を公表しました（日本公認会計士協会の HP に掲載）。昨今の循環取引等は、意図的にかつ巧妙に仕組まれ、正常取引を装うものが多くなっています。その為通常実施している監査業務の中では発見するのが極めて困難なケースが多く、監査制度の信頼性を損なう可能性が出てきたため、その対応を改めて整理し公表することになりました。本会長通牒は、会計監査を担当している公認会計士のみならず、企業の内部監査を担当している方や財務や総務に所属している方にも大変参考になると思われまますので、ぜひ一読して頂きたいと思います。

#### <本会長通牒の構成>

##### 1. 循環取引等の特徴

##### 2. 監査上の対応の困難性と監査人の責任

##### 3. 循環取引等を見逃さない監査上の要因

##### 4. 監査手続実施上の留意事項

###### （1）リスクの評価

①業界慣行②ビジネスモデルの経済合理性等③内部統制の不備④新規の取引⑤取引先に対する過度の信頼⑥不正のリスク対応⑦異常点等への対応⑧監査人交代に際しての前任監査人の情報

###### （2）取引実態の把握

①取引対象物の存在の確認②知的財産権の実態把握③権利、役務提供等の実態把握④不透明な支出の実態把握

###### （3）残高等の確認

①確認先の選定②確認状の回答③差異の調整④未回答先の代替手続⑤未発送先の代替手続⑥確認状の送付先⑦取引内容の確認⑧確認回答書の信頼性の検証

###### （4）立会・現場視察

①立会先等の選定②外部保管在庫等の現物確認の実施③仕掛品の現物確認等

###### （5）外注先等への往査

###### （6）専門家の利用

①不動産の鑑定評価②開発型ソフトウェアの販売取引における内容確認

###### （7）関係会社の監査

①連結子会社の監査水準②親会社による子会社管理の内部統制③連結の範囲

###### （8）異常性分析

###### （9）異常点への対応手続

①会計システムと業務システムとの金額の整合性の確認②異常な会計伝票の有無の確認

## 2. 今月のQ&A

Q	<b>デリバティブに係る損失処理について（学校法人関係）</b> 当学園は、デリバティブ取引に係る損失を従来から大科目「資産処分差額」小科目「金融派生商品処分損」の科目で処理をしていました。しかし、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」（平成23年2月17日22高私参第11号）発出に伴い処理科目の変更が必要ですか。
---	---

A. 通知では、「デリバティブ取引に係る損失は、デリバティブ取引に係る損失であることが明瞭にわかるよう処理し、表示すること。」とされており、大科目は「管理経費(支出)」に区分し、小科目は「デリバティブ運用損(支出)」等を設けることとしています。従って、金額の多寡を問わず、管理経費(支出)に区分し、デリバティブ取引に係る損失の処理であることが分かるよう、「デリバティブ解約損(支出)」、「デリバティブ運用損(支出)」などの科目に変更すべきと考えられます（学校法人委員会実務指針第44号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」に関する実務指針2-1）。なお、第4号基本金を算出するにあたっては、デリバティブ運用損について管理経費から控除することは出来ないことにも留意が必要です（同実務指針2-2）。

### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上